



M・I・G通信 7号

思わぬ病気やケガで働けなくなった場合、今後の生活が心配だと思われたことはないでしょうか。そんな時に会社員等が健康保険から支給される「**傷病手当金**」が活用できます。



傷病手当金とは…会社員等が病気やケガで会社を休み、給与が支払われないときに健康保険から給付として、月収（標準報酬月額）の約3分の2が最長1年6か月間支給される手当金です。

◆支給要件

- 病気やケガで療養のための休業であること（自宅療養でも可）
- 業務災害でないこと
- 働けないこと
- 連続した3日間の待期が必要（連続した3日間の待期をおき、4日目から支給）
- 原則として給与の支払いがないこと（傷病手当金の額より少ない給与が支払われているときは差額支給）

支給される傷病手当金の額

$$1 \text{ 日あたりの金額} = \text{標準報酬月額} \div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3}$$

（例）Aさん（30歳会社員）標準報酬月額30万円

$$1 \text{ 日あたりの金額} \cdots 30 \text{ 万円（標準報酬月額）} \div 30 \text{ 日} \times \frac{2}{3} \cong 6,667 \text{ 円}$$

月々支給金額…6,667円×30日≒20万円（最長1年6か月間）



会社員等は傷病手当金があることにより万が一の病気やケガにより働けなくなった場合でも守られています。ただ自営業者は傷病手当金がないので、民間保険会社等での所得補償保険や生命保険で備える必要があります。

◇家族の大黒柱である方が病気やケガで働けなくなった場合、傷病手当金のみでは現在の生活を維持するのが困難であるのが現実です。

そのような不安を前もって生命保険等で準備することをオススメ致します。

その際はお気軽に当社へご相談ください



株式会社 M・I・G

大阪市中央区博労町 1-7-7 中央博労町ビル 401

TEL : 06-6210-5564 FAX : 06-6210-5569